

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	福岡財務支局長
【提出日】	平成24年5月11日
【会社名】	株式会社フェヴリナ
【英訳名】	Favorina Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 神代 亜紀
【本店の所在の場所】	福岡市中央区薬院一丁目1番1号
【電話番号】	092 - 720 - 5420
【事務連絡者氏名】	財務経理部 部長 堀川 大輔
【最寄りの連絡場所】	福岡市中央区薬院一丁目1番1号
【電話番号】	092 - 720 - 5420
【事務連絡者氏名】	財務経理部 部長 堀川 大輔
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成24年6月29日開催の当社株主総会（以下「本定時株主総会」という。）における承認及び当社を分割会社、当社の完全子会社である株式会社フェヴリナ販売を承継会社とする吸収分割の効力が生じることを条件として、効力発生日を平成24年10月1日、当社を株式交換完全親会社、株式会社ソフトエナジーホールディングス（以下「S E H」といい、子会社と併せて「S E グループ」という。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行うことを決議し、平成24年5月11日付でS E Hとの間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」という。）を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株式交換の相手会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

（平成23年9月30日現在）

商号	株式会社ソフトエナジーホールディングス
本店の所在地	北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号
代表者の氏名	代表取締役 角 英信
資本金の額	15百万円
純資産の額	（連結）64百万円 （単体）53百万円
総資産の額	（連結）282百万円 （単体）319百万円
事業の内容	持株会社の運営

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

（単位：百万円）

事業年度	平成21年9月期	平成22年9月期	平成23年9月期
売上高	-	553	933
営業利益	-	32	21
経常利益	-	31	19
当期純利益	-	22	25

（注）S E Hは、平成21年11月4日に設立された会社であり、平成21年9月期に係る事業年度は存在しません。

大株主の氏名及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

大株主の氏名	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
佐藤 裕之	85.45%
江口 勇治	2.12%
田代 俊彦	2.12%
横山 雅彦	2.12%
奥園 英樹	1.52%
熊田 春雄	1.52%
角 英信	1.52%

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	該当事項はありません。
人的関係	該当事項はありません。
取引関係	<p>S Eグループに係る当面の運転資金確保のため、当社との間で金銭消費貸借契約の取引があります。</p> <p>(金銭消費貸借契約の概要)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 貸付金総額 140百万円 2. 契約締結日 平成24年5月11日 3. 貸付日 平成24年5月18日 4. 弁済期限 平成24年8月31日 5. 利息 元金に対して年2%の割合

(2) 当該株式交換の目的

当社は、S E Hが当社グループに参画することで、「時代の潮流を見据えた事業展開」という創業時の発想に立ち戻り、化粧品及び健康食品等の通信販売業をコア事業としつつも、今後大きな成長が期待できる新しい充放電検査装置におけるエンジニアリング事業に参入し、国内で先行しているS Eグループの事業戦略を加速化させることで、リチウムイオン電池市場において確固たる地位を築くことができること、S Eグループの技術を活かした健康器具・美容器具を開発し、当社コールセンターによるリテール向け販売を実現し新規顧客層を開拓できること、また、S Eグループとしては、化粧品及び健康食品等の通信販売業で事業展開を行い、事業の信用力、独自性及び組織力において市場から一定の評価を受けている当社グループに参画することにより、当社グループとの人材及びノウハウの共有化等のメリットを通じて、今後リチウムイオン電池に係る一般消費者向けの商品を開発し販売していくにあたって、当社の実績あるアウトバウンド力によるコミュニケーション・セールス力が利用できること、また、迅速な事業の成長に向けた戦略への取組みやリチウムイオン電池以外の素材を活用した電池やスマートグリッド関連ビジネス等の新分野への進出も可能となることを見込まれることから、当社及びS E Hは、昨年より、両社の経営統合に向けた協議を行ってまいりました。

その結果、当社及びS E Hは、互いに化粧品及び健康食品等の通信販売業とリチウムイオン電池に係る充放電検査装置におけるエンジニアリング事業という異なる得意分野を持ち、事業継続に伴うリスクを分散しつつ、各事業の補完関係が成立する両社が本経営統合を行うことで両社にとって大きなシナジー効果が得られるとの認識で一致し、当社を株式交換完全親会社、S E Hを株式交換完全子会社とする本株式交換により、経営統合（以下「本経営統合」という。）を行うことを合意いたしました。

(3) 当該株式交換の方法、株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容

株式交換の方法

当社を株式交換完全親会社、S E Hを株式交換完全子会社とする株式交換を行います。本株式交換については、本定時株主総会における本株式交換に係る議案の承認及び本会社分割の効力を生じることを条件として、平成24年10月1日を効力発生日とする予定です。

株式交換に係る割当ての内容

会社名	当社 (株式交換完全親会社)	S E H (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当ての内容	1	84.092
本株式交換により交付する株式数	普通株式 111,001 株	

(注1) 本株式交換に係る株式の割当比率

S E Hの普通株式1株に対して当社の普通株式84.092株を割当て交付します。なお、上記株式交換比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議のうえ、変更することがあります。

(注2) 本株式交換により発行する新株式数等

普通株式111,001株（予定）（本株式交換に当たり、当社の自己株式の交付は行わない予定です。）

(注3) 1株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条の規定に従い、その端数の合計数（その合計数に1に満たない端数がある場合は切捨てるものとします。）に相当する数の株式の売却代金をその端数に応じて当該株主に交付します。

その他の株式交換契約の内容

当社が、S E Hとの間で平成24年5月11日付で締結した株式交換契約書の内容は次のとおりです。

株式交換契約（写）

株式会社フェヴリナ（以下「甲」という。）及び株式会社ソフトエナジーホールディングス（以下「乙」という。）は、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換）

甲及び乙は、本契約の規定に従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本件株式交換」という。）を行い、甲は、乙の発行済株式の全てを取得する。

第2条（株式交換当事者）

本件株式交換をなす当事者は、以下のとおりである。

（1）甲（株式交換完全親会社）

商号：株式会社フェヴリナ（平成24年7月1日付で「株式会社フェヴリナホールディングス」に商号変更予定。）

住所：福岡市中央区薬院一丁目1番1号

（2）乙（株式交換完全子会社）

商号：株式会社ソフトエナジーホールディングス

住所：北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号A I Mビル7F

第3条（本件株式交換に際して交付する株式等）

1. 甲は、本件株式交換に際して、本件株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭等として、その有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式84,092株の割合をもって、甲の普通株式を割り当てる。
2. 前項に規定に従い乙の各株主に対して割り当てるべき甲の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条の規定に従い、金銭が交付されるものとする。

第4条（甲の資本金及び準備金の額）

本件株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

（1）資本金の額 0円

（2）資本準備金の額 会社計算規則第39条第1項に定める株主資本等変動額

（3）利益準備金の額 0円

第5条（効力発生日）

本件株式交換の効力発生日（以下「効力発生日」という。）は、平成24年10月1日とする。なお、本件株式交換は、甲と株式会社フェヴリナ販売との間の平成24年5月11日付吸収分割契約に基づく甲を分割会社、株式会社フェヴリナ販売を承継会社とする吸収分割の効力が発生していることを条件として、その効力を生じるものとする。但し、甲及び乙は、会社法第790条の規定に従い、甲及び乙の書面による合意により、効力発生日を変更することができる。

第6条（株主総会）

甲及び乙は、効力発生日の前日までに、本契約について各々の株主総会の承認を得るものとする。

第7条（条件変更及び解除）

甲及び乙は、効力発生日までの間において、甲若しくは乙の財産状態、資産若しくは負債、又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本件株式交換の実行に重大な支障となる事態が発生した場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙の書面による合意により本契約を変更又は解除することができる。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年5月11日

甲：福岡市中央区薬院一丁目1番1号
株式会社フェヴリナ
代表取締役 神代 亜紀 印

乙：北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号A I Mビル7F
株式会社ソフトエナジーホールディングス
代表取締役 角 英信 印

(4) 株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

算定の基礎

当社は、本株式交換の株式交換比率の公正性・妥当性を確保するため、当社及びS E Hから独立した第三者評価機関として矢加部公認会計士事務所を選定し、株式交換比率の算定を依頼いたしました。

当社は、平成24年5月11日開催の取締役会に先立ち、矢加部公認会計士事務所より以下の算定結果を内容とする報告書を受領しております。

矢加部公認会計士事務所は、当社については金融商品取引所（株式会社東京証券取引所マザーズ（以下「東証マザーズ」という。））に上場していることから、その市場価格が最も合理性のある株価であると判断し、当社の株式価値を市場株価方式により算定したとのことであり、上場会社の株価については、ある一定期間の株価の平均値等を考慮して株式評価額を決定するケースが多いことを踏まえ、平成24年4月13日を基準日として、その前3ヵ月平均の終値の平均を当社の株価評価としたとのことです。また、矢加部公認会計士事務所は、一般的な算定方式の一つであるディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」という）は、当社の主要事業である化粧品及び健康食品等の通信販売事業の市場においては、異業種等の参入や市場そのものの成長鈍化等の理由により、将来のキャッシュフローの予想を行うことが困難であり、算定結果の客観性を担保できないという理由から採用をしていないとのことです。

他方、矢加部公認会計士事務所は、S E Hについては、非上場会社であり市場株価が存在しないため、一般的な算定方法として、S E Hと類似の事業を営む上場会社が複数存在することに鑑み類似会社比較法による算定を行うとともに、将来の事業活動の状況を評価に適正に反映するためにDCF法による算定を行い、さらに類似会社比較法及びD C H法を組み合わせる併用方式による算定も行ったとのことです。

なお、DCF法による算定の基礎としてS E Hが矢加部公認会計士事務所に提出したS E Hの事業計画には平成25年9月期以降、大幅な増益を見込んでいる事業年度があります。これは、足下は、国内では東日本大震災の影響によりS Eグループの顧客である電池メーカーによる設備投資の遅れ、また、海外では、特に、中国政府による中国電池メーカーから海外メーカーへの一時発注延期の政策による影響があるものの、その後は、震災後の設備投資の復活や中国政府による中国国内の電池メーカーからの発注再開の政策により、S Eグループの主要製品である充放電検査装置の販売が大幅に拡大することを要因としております。

評価手法		株式交換比率の評価レンジ
当社	S E H	
市場株価平均法	類似会社比較法	1 : 74.8 ~ 91.4
	DCF法	1 : 178.0 ~ 218.1
	併用方式	1 : 74.8 ~ 218.1

なお、当社は矢加部公認会計士事務所からフェアネス・オピニオンを取得しておりません。

算定の経緯

当社は、矢加部公認会計士事務所から報告を受けた上記算定結果を参考に、当社及びS E Hの株主価値評価を慎重に検討いたしました。

当社は、金融商品取引所（東証マザーズ）に上場していることから、その市場価格が最も合理性のある株価であると判断しております。

一方、S Eグループについては、設立以降、経常利益は黒字であり赤字体質ではないこと、また、リチウムイオン電池市場の成長は著しく、今後も更なる拡大が見込まれることから、S Eグループの主要事業であるリチウムイオン電池に係る充放電検査装置のエンジニアリング事業の成長性を重視しております。その上で、国内の上場会社の中には、二次電池製造工程の装置メーカー等の類似上場会社が数社存在し、S Eグループの事業と比較対象となりうること、また、S Eグループの事業の成長性やその市場の成長性、S E Hから提出された事業計画には妥当性があると判断いたしまして、類似会社比較法とDCF法の併用方式が、最もS E Hの企業価値を正しく反映していると判断いたしました。

当社は、上記算定結果を参考に、当社及びS Eグループの財務及び事業の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、S Eグループと交渉を行った結果、両社は、本経営統合により、S Eグループのリチウムイオン電池技術を生かした新しい健康・美容器具の開発及び販売、S Eグループの中国及び韓国市場のネットワークを生かした当社商品の海外展開等の事業シナジーにより、それぞれの企業価値を増大できるという判断に至りました。その上で、当社は、S E Hの企業価値が類似会社比較法とDCF法の併用方式である評価レンジに入ることを前提に、S E Hと慎重に交渉・協議を重ねた結果、前記（3）の株式交換比率（1 : 84.092）は妥当であるとの判断に至ったため、本日開催の当社の取締役会決議に基づき、S E Hとの間で本株式交換に係る株式交換契約を締結いたしました。

算定機関との関係

当社の算定機関である矢加部公認会計士事務所は、当社及びS E Hの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

- (5) 当該株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社フェヴリナホールディングス (平成24年7月1日付商号変更予定)
本店の所在地	福岡市中央区薬院一丁目1番1号
代表者の氏名	代表取締役 松浦 正英 (平成24年7月1日就任予定)
資本金の額	882百万円
純資産の額	992百万円
総資産の額	992百万円
事業の内容	持株会社、グループ企業の経営管理

(注) 平成24年5月11日付で別途開示している当社の臨時報告書に記載のとおり、株式交換に先立って会社分割を実施することを予定しており、当該会社分割及び本株式交換の効力発生日までの経営成績による増減を加除した金額となります。

以上